



2021年3月30日

各 位

会 社 名 株式会社西松屋チェーン  
代 表 者 名 代表取締役社長 大村浩一  
(コード番号 7545 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員総務部長 春井克公  
(TEL 079-252-3300)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行および株主への利益還元を目的として、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 1,646,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.65%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,000百万円(上限)                                     |
| (4) 取得期間       | 2021年4月1日～2021年6月30日                             |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                  |

(ご参考) 2021年2月20日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	62,072,709株
自己株式数	7,516,147株

(注) 株式給付信託(J-ESOP)の信託口が所有する株式数225,900株は自己株式に含めております。

以上